

**鳥取県版エコツーリズム推進ガイドライン
(第1次改訂版)**

鳥取県生活環境部公園自然課

目 次

序章

- 1. エコツーリズムの概念 ······ 1
- 2. エコツーリズム推進法の制定
- 3. ガイドラインの位置付け
- 4. 鳥取県の主な自然観光資源の特徴

第1章 エコツーリズムの定義 ······ 3

- 1. エコツーリズムとは
- 2. エコツアーの考え方
- 3. エコツーリズム推進上のポイント
- 4. エコツーリズムへの取り組みと期待される効果

第2章 「ルール」について ······ 4

- 1. ルールの考え方
- 2. 制度の考え方
- 3. ルール策定と制度確立の効果
- 4. ルールの運用
- 5. ルールづくり
- 6. ルール共有の考え方
- 7. 制度づくり

第3章 「ガイダンス」について ······ 7

- 1. ガイダンスとその内容
- 2. ガイドによるガイダンス
- 3. セルフガイダンス

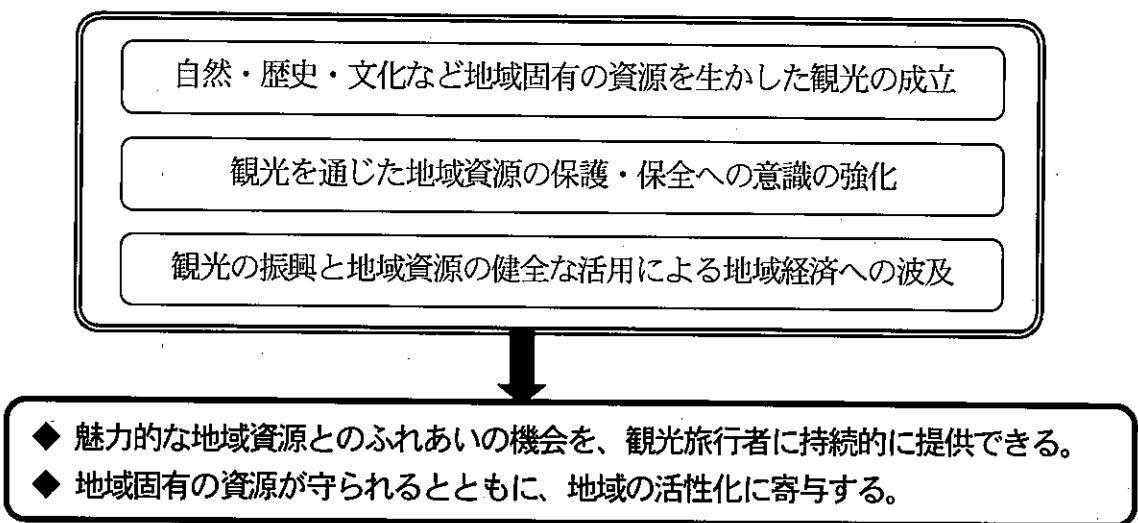
第4章 エコツーリズム推進体制について ······ 9

- 1. エコツーリズム推進に当たっての留意事項
- 2. 全体構想の策定及び認定手続き
- 3. エコツーリズムで活用するフィールド整備
- 4. エコツーリズム推進に向けた課題

序章

1. エコツーリズムの概念

自然保護と観光利用と地域振興の取組を、バランスを取りながら進めていくことにより、観光旅行者に地域の自然や文化とふれあう機会が提供されるとともに、地域の資源が守られ、地域の活性化に寄与する運動のことをいう。



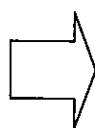
2. エコツーリズム推進法の制定（平成20年4月1日施行）

（1）背景

- ① エコツーリズムの普及や環境問題への関心の高まり。
- ② 過剰な利用（観光など）による自然環境への悪影響に対する懸念。

（2）基本理念

- ① 自然環境への配慮
- ② 地域振興及び観光振興への寄与
- ③ 環境教育への活用



国は、“エコツーリズム推進基本方針”（以下「基本方針」という。）を策定
(平成20年6月6日)

（3）推進体制の構築

- ① 市町村は、エコツアーサービス事業者、地域住民、NPO法人、専門家、土地所有者、国や県などの関係行政機関などによる“エコツーリズム推進協議会”（以下「協議会」という。）を組織できる。
- ② 「協議会」は“エコツーリズム推進全体構想”（以下「全体構想」という。）を作成し、エコツーリズムを推進する。（エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源の保護措置等を規定）

（4）全体構想の認定

- ① 市町村は、主務大臣に対し、「全体構想」の認定を申請できる。
- ② 認定された「全体構想」に係るエコツーリズムについては、国が広報に努めるとともに、各種許認可等で配慮する。

(5) 保護措置

市町村は、認定された「全体構想」に基づき、保護を図るべき「特定自然観光資源」を指定できる。指定により、自然観光資源の汚損や損傷等の禁止、観光旅行者に著しく迷惑をかける行為の禁止、区域への立入り人数の制限などの地域資源の保護が図られる。

3. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは国の基本方針を踏まえつつ、自然環境や地域資源の保護と観光利用のバランスに配慮しながら、環境・観光・地域を担う各主体が共通認識を持ってエコツーリズムの推進に取り組むため必要な基本事項、留意点等を取りまとめたもので、今後、協議会を組織して取組を進めていく上での参考としていただくものである。

4. 鳥取県の主な自然観光資源の特徴（エコツーリズムの展開フィールド）

動植物の生息地や生育地などの自然環境のほか、自然環境と密接に関わる風俗習慣など伝統的な生活文化に関わるものも「自然観光資源」に含まれる。

エコツーリズムの要素になり得るものとしては、以下のような資源が考えられる。

(1) 自然環境

- ・ 山岳景観、海浜景観がコンパクトに配置され、豊富な自然が点在している。(大山、氷ノ山、鳥取砂丘、浦富海岸、中海 など)
- ・ 四季の変化が明確であり、多種多様な動植物が生息している。

(2) 歴史・文化等

- ・ 鳥取の歴史（妻木晩田遺跡、青谷上寺地遺跡、古事記に記された白兎海岸、国宝の三仏寺投入堂、山岳仏教の聖地である大山寺 など）
- ・ 郷土に伝わる伝統芸能・年中行事（麒麟獅子、鳥取しゃんしゃん祭、流しひな、江尾十七夜 など）
- ・ 伝統技術を現代に引き継ぐ民芸品（因州和紙、弓浜絣、倉吉絣 など）

(3) 特產品（優れた食の産地）

- ・ 鳥取県の海の幸、山の幸などの天然食材（松葉がに、天然岩がき、山菜、きのこ、二十世紀梨、砂丘らっきょう など）
- ・ 豊かな天然素材を使用した伝統品（とうふちくわ、いただき（ののこめし）、大山おこわ、とち餅、地酒 など）

(4) 景観・まちなみ

- ・ 宿場町や山里の風景（智頭宿、若桜宿、倉吉白壁土蔵群 など）

第1章 エコツーリズムの定義

1. エコツーリズムとは

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者（ガイド）から案内又は助言を受け、自然観光資源の保護に配慮しつつ、自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。

2. エコツアーの考え方

エコツアーとは、エコツーリズムの考え方に基づいて実践されるツアーである。自然だけでなく、地域の歴史や文化もツアーの対象として大きな魅力的要素となる。

3. エコツーリズム推進上のポイント

エコツーリズムを推進するには、「環境」と「観光」と「地域」に関わる各主体が三位一体となって取り組んでいかなければならない。

エコツーリズムを成立させるためには、地域の自然や文化を保全・維持するための取決めとなる「ルールの策定」と、地域の自然や文化に対する知識を得、これを経験する上での案内役となる「ガイダンスの実施」の2点がポイントとなる。

4. エコツーリズムへの取組と期待される効果

エコツーリズムへの取組によって、地域の自然環境や文化、経済などにさまざまな効果が期待できる。

(1) 自然環境や文化の保全、環境教育に役立つ

- ① エコツアー参加者の環境保全に対する意識が高まる。
- ② 自然観光資源の保全に対して、地元住民の意識が高まる。
- ③ 環境にやさしい観光を行うための意識が広まり、環境問題への理解が深まる。
- ④ ルールの取決めにより自然環境の保全や生物多様性の確保が図れる。

(2) 地域の活性化への貢献

- ① 地域の特性を活かし強い誘客力が発揮できる。
- ② 地元住民に活力をもたらす。
- ③ 大規模な投資が不要で、ルールや制度の確立、人材育成などが基本である。

(3) 観光事業を中心とした産業振興にメリットをもたらす

- ① 滞在型観光の振興につながる。
- ② 地域の他産業に経済波及効果をもたらす。

第2章 「ルール」について

1. ルールの考え方

「ルール」とは、エコツアーの継続的な実施のために、地域資源の保全や魅力の維持を目指すための具体的な取決めのことである。

ルール策定の基になるのは、全体構想、各種ガイドライン、関係法規、地域の慣習などである。

2. 制度の考え方

「制度」とは、ルールが実際に守られ、エコツーリズムが目指す機能を発揮できるような仕組みのことである。

制度を背景としたルールの策定が、エコツーリズム実現のカギの一つである。

3. ルール策定と制度確立の効果

- (1) エコツーリズム推進への気運が高まる。
- (2) 適正なフィールド・施設利用が実現できる。
- (3) 観光地としてのイメージアップにつながる。

4. ルールの運用

法制度によるものと社会制度によるものに分類できるが、いずれも、ルールが守られることにより、資源の保護が確実となる。

(1) 法制度による運用

法令に定められた規制内容を、地域に当てはめた形で「ルール」として明示するものであり、ルールを守らない者に対して、法的手段に訴えることができるため、不特定多数の者に対し、幅広い効力を持つ。

〔エコツーリズム推進に関する主な法令〕

○土地利用

- ・ 国土利用計画法、森林法 など

○生活環境の保護

- ・ 循環型社会形成推進基本法 など

○自然環境の保護

- ・ 自然環境保全法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、希少野生動植物の保護に関する条例、自然環境保全条例 など

○歴史文化の保全

- ・ 文化財保護法、景観法、景観形成条例 など

○自然公園の保護と利用

- ・ 自然公園法、県立自然公園条例

(2) 社会制度による運用

当事者間で社会の取決めとして定められるもので、一般に「自主ルール」と呼ばれるものである。関係者の自主性に任せられ、ルール違反者は社会的な制裁を受けることもある。また、ルールの内容を比較的容易に変更することができる。

例) NACS-J (日本自然保護協会) や IUCN (国際自然保護連合) が作成した「エコツーリズムガイドライン」、日本エコツーリズム協会の「エコツアープログラム推奨制度」など

5. ルールづくり

(1) 事前確認事項

- ① ルールの対象の抽出
- ② 全体構想の考え方の確認
- ③ 資源の調査
- ④ マーケットの調査
- ⑤ 関係者の調査

(2) ルールで保全する対象

- ① 野生動植物の生態系、生息環境
- ② 歴史的建造物や自然地形
- ③ 地域の伝統や文化
- ④ 住民の生活環境
- ⑤ 観光旅行者の生命や精神

(3) ルールの種類

ルールの内容は、地域の実状に応じて検討する。

- ① 利用範囲、利用時間・時期、利用人数
- ② ガイドの同行
- ③ 外来種の侵入防止
- ④ 利用のマナー
- ⑤ 利用料の徴収
- ⑥ 地場産品の推奨
- ⑦ 設備・景観の工夫
- ⑧ 地域の習慣やしきたりの尊重

(4) ルール検討時の留意点

- ① ルールの根拠が明確であること。
- ② ルールを守るのは誰なのか明確であること。
- ③ 保全対象と効果が明確であること。
- ④ ほかのルールと合致すること。

6. ルール共有の考え方

ルールは関係者間で共有され、守られることが重要であり、ルールを知らせる相手（エコツアービジネス、地域住民、観光旅行者など）に応じて、知らせるポイント、知らせる方法が異なる。

(1) ルールを伝えるタイミング

ルールを知らなかつたためにルールが守られなかつたという事態を発生させないよう、ルールを伝えるタイミングには十分な配慮が必要である。

- ① 来訪前に伝えるもの
 - ・ 施設の利用制限に関するルール（利用時間、立ち入り禁止場所・期間など）
 - ・ 現地に入る前に守るルール（入場料、検疫検査など）
 - ・ 持参物に関するルール（衣服、靴の持参など）
 - ・ 罰則のあるルール（ルールに違反した場合の罰則規定など）
- ② 来訪中に伝えるもの
 - ・ フィールドや施設の利用方法のルール（現地で規制区域の目印を示すなど）

(2) ルールを伝える手段

観光旅行者に確実にルールを伝えるには、内容に応じた的確な媒体を使用した情報発信が必要である。

- ① 映像等を媒体とする方法（インターネット、ビデオ上映など）
- ② 誌面を媒体とする方法（一般雑誌・新聞、ガイドブック・旅行雑誌、ルールブックなど）
- ③ 組織や人を媒体とする方法（旅行会社、ガイドなど）
- ④ 掲示物を媒体とする方法（規制看板、ポスターなど）

7. 制度づくり

(1) 制度内容の検討

保全対象となる資源ごとにルールを整理した後、制度の適用対象別に内容を検討する。

① 制度とその対象

- ・ エコツアー事業者に対する制度（事業者登録制度など市場に優位性を確保する仕組み）
- ・ エコツーリズム商品に対する制度（エコツーリズムの考えに基づく商品の差別化を図る仕組み）
- ・ 旅行者に対する制度（入場税の徴収など、地域資源保全のための財源を確保する仕組み）
- ・ 地域全体に対する制度（観光地の魅力を高めたり、開発手法の取り決めを守らせる仕組み）

② 制度化の具体例

- ・ エコツアー事業者の認定・登録制度（登録事業者は広く宣伝できる）
- ・ エコツーリズム商品の認定・登録制度（登録商品の効率的な宣伝ができる）
- ・ 会員制度、オーナー制度（資源保全に貢献している満足感を得られる）
- ・ ガイド認定・登録制度（ガイドの資質や能力を担保する）

(2) 制度検討時の留意点

制度は、具体的な対象資源やエリアに応じて検討し、ルールが守られるための仕組みを考え、地域の実情に合うものを検討する。

- ① 制度化に伴うメリット、デメリットが明確であること。
- ② ルール内容の改定に合わせて、制度内容の改正も適宜に行えること。
- ③ エコツーリズムを推進する制度として有効であること。

第3章 「ガイダンス」について

1. ガイダンスとその内容

「ガイダンス」とは、自然や文化などに関する詳しい説明や解説のことである。

エコツーリズムにおけるガイダンスは、単に動植物の名前を伝えることだけでなく、“なぜここにこのような動植物が生息しているのか”、“動植物の関係はどうなっているのか”、“生息している自然環境全体の中での営みはどうなのか”など、相互に関連付けることが重要である。

エコツーリズムにおけるガイダンスは、①人（ガイド）、②人以外（セルフガイダンス）、の二つの手段に大きく分けられる。

(1) 魅力の発見

ガイダンスを成功させるための重要な力である解説の内容は、地域の自然や、生活様式、文化、産業、人などにまつわることであり、すべてその地域の個性的な魅力に関することがある。

(2) 魅力の整理

地域の魅力をエコツアーに作り上げる最初の段階は、地域の特徴となるような題材を発見し、そのおもしろさを整理し、評価することである。

- ① 科学的な視点（文献調査、フィールド調査・観察など）
- ② 感覚的な視点（自分、地域住民、旅行者、子どもの感性など）

2. ガイドによるガイダンス

ガイドによるガイダンスは、旅行者の消費を誘発する高い付加価値のある観光商品として、エコツーリズムのシステムの中で重要な役割を果たすものであり、資源の価値を説明するだけでなく、五感を働かせて体感してもらうよう促すことが重要である。

ガイドによるガイダンスのキーワードは、「楽しむ」「感じる」「考える」「思い出す」であり、このキーワードに留意して、資源の魅力を伝えるようにすると良い。

(1) ガイドプログラムの魅力アップ

明確なテーマと優れたシナリオに、意外性やサービスなどを加えることによってガイドプログラムの価値は高まる。

- ① 意外性
参加者にとって意外なもの（こと）が楽しみに変わる。
- ② 不便性
エコツアーでは「不便」が必ずしも魅力の低下には繋がらない。
- ③ 快適性
休憩時に、温かい飲み物などが準備されていると、疲れた体が癒され、気持ちの切り替えとなる。このようなちょっとしたサービスは、タイミングや場所などの演出によって、参加者には思い出深いサービスとなる。

(2) ガイドの役割

「ガイド」とは、ガイダンスを行う者全般を指す。例えば、自然解説員や自然案内人などが該当し、インタークリター（自然や歴史を旅行者に解説する人）とも呼ばれている。

ガイドにとって重要なことは、参加者のニーズに応え、いかに満足を高めるかである。

ガイドは、自然の中での活動で発生しうる危険を回避し、自然環境などへの影響を軽減するようツアーパートナーを誘導しなければならない。さらに、ツアーパートナーが地域の自然や文化などへの興味を持ち、最終的に環境保全行動へつながるようなきっかけづくりの役割も期待されている。

3. セルフガイダンス

セルフガイダンスとは、人以外のものによる詳しい説明や解説のことである。

代表的なセルフガイダンスとしては、施設におけるパネルや展示、地図やガイドブック、標識や看板などによる情報提供がある。

セルフガイダンスは、旅行者とのやり取りを伴わない一方的な情報伝達なので、その内容、解説ツールの使用法などについてよく考慮する必要がある。

(1) 施設でのセルフガイダンス

セルフガイダンスは、観光旅行者が立ち寄る全ての施設で実施可能であり、このような施設は、情報を展示、解説、発信する拠点である。

- ① 地域資源の魅力の発信
- ② 野外の歩き方情報の発信
- ③ エコツアーの実施情報の発信
- ④ マナーの解説とその発信

(2) 野外におけるセルフガイダンス

冊子や案内板などによる詳しい解説が、野外におけるセルフガイダンスの典型である。

- ① ルール全体の案内
- ② 資源に関する解説
- ③ ルール上の誘導案内、ルールのレベル案内
- ④ ルールの啓発のための解説

(3) セルフガイダンスのためのツール

- ① 地域資源情報を紹介するツール

植物や動物、地質、歴史などにテーマ分けをして、地域の魅力を解説するもの。

(例：携帯型ガイドブック・地図、資源情報誌 など)

- ② 環境教育効果を狙ったツール

地域特有の環境の魅力について、分かりやすく親しみをもって楽しみながらできる環境教育的内容を含んだもの。

(例：子ども向けの塗り絵、工作キット、学校団体向けの教材 など)

第4章 エコツーリズムの推進体制について

1. エコツーリズム推進に当たっての留意事項

(1) 関係者の理解促進と意識啓発

エコツーリズムへの取組に当たって最も重要なことは、“何のためにエコツーリズムに取り組み、地域として何を目指すのか”という目的や方向性を明確にしておくことである。

「地域の将来像」が取組の目標となる。エコツーリズムに取り組む理由や目標について、関係者全員で共有することが大切である。

① 目標の明確化

- ・ 「なぜエコツーリズムに取り組むのか」「地域づくりのどこにエコツーリズムを位置付けるのか」「何をしたいのか」「どのようなコンセプトにするのか」といった視点に立って目標を検討する。
- ・ 地域の実情に応じた実現可能な目標づくりを心がける必要がある。

② 話し合いと結果の共有

- ・ 関係者で話し合いを重ねることが重要となる。
- ・ 地元が直面している課題を整理し、そこから導き出された結果について、出来るだけ多くの人たちと情報を共有できるようにすることが大切である。

③ 関係者の意識啓発

- ・ エコツアー関係者を対象とした、セミナーやシンポジウムを開催する。
- ・ リーフレットの配布、インターネット等により情報を発信する。

(2) 推進体制の組織化

エコツーリズム推進法においては、市町村が取組の中心に位置付けられており、国及び地方公共団体は、広報活動や推進のための措置について努力義務を有している。

エコツーリズムへの取り組みを進める市町村が最初に行わなければならないのは「協議会」を組織することである。

ツアーの目的を意識した上で、協議会の構成員（エコツアー事業者、地域住民、NPO法人、専門家、土地所有者、国や県などの関係行政機関など）を選定することが重要である。

協議会の運営に当たっては、エコツーリズムを地域社会の仕組みとして定着させるために、専門家の協力のもとに、客観的かつ科学的なデータに基づく協議や検討が必要となり、運営状況等の公開など情報の発信を積極的に行い、協議会の中で共有化することが重要である。

(3) 人材の育成

① 地域コーディネーターの育成

- ・ 円滑かつ継続的に全体構想を推進していくため、協議会の構成員相互の連携を図る橋渡し役となる人材は、地域コーディネーターと呼ばれている。
- ・ 地域コーディネーターには、エコツーリズムに関する幅広い情報に加え、エコツアーを実施するフィールドや資源の特徴はもちろん、旅行の仕組みや旅行マーケットの状況に関する知識、さらには、事故などのリスクを軽減するための取組や、保険、法律などに関する基礎知識などが求められる。

② ガイドの育成

- ・ ガイドには、極めて高い専門知識と技能を持つことが求められる。
- ・ エコツアーの継続的な実施を図る上で、優秀なガイドを育成することは、非常に重要であり、

1つの職業として成り立つ仕組み作りが必要である。

(4) 資源調査

① 資源調査の情報源

資源調査の基本は、対象地域を歩き回り、面白いと感じた素材を列挙することである。

② 資源発掘の視点

○初期段階では、地域のテーマにつながりそうな有力資源の発掘、資源が有するメッセージを次のような視点を意識ながら考える。

- ・ 地域として他に誇れるものを探す。
- ・ 地域で親しまれているものを探す。
- ・ その他、参加者の興味を引くと考えられるものを探す。

○次の段階では、地域の自然や住民生活の中に眠っている素材の発掘作業を行い、エコツーリズムの対象となる資源を次のようにいくつかのカテゴリーに分けて考える。

- ・ 自然資源（地域で親しまれている動植物、特徴ある地形・地質 など）
- ・ 文化資源（信仰、特徴的な生活習慣、地域に伝わる伝統 など）
- ・ 歴史資源（文化財、遺産、歴史的なエピソード など）
- ・ 産業資源（地域の名産、製造法、エピソード など）
- ・ 活動資源（野外活動に利用される場所、遊ぶ場所 など）
- ・ 名人（芸術家、伝統的技術の持ち主、特技の持ち主 など）

③ 資源チェックシートの作成

資源の魅力や利活用時の留意点などを整理する。さらに資源のデータベースを作成する。

(5) モニタリング及び評価

自然観光資源の状態を「モニタリング」するとともに、その結果を科学的に「評価」し、これをルールや活動に反映させるという「順応的な管理」による進め方がポイントとなる。

① モニタリングの方法

科学的かつ客観的な視点を確保することが重要。

ア. 原生的な自然が比較的多く残り、脆弱性が高い地域

研究機関（国や大学など）が実施する調査などとも連携しつつ、専門家や研究者の積極的な関わりを得ながら実施。

イ. 里地里山など、人の生活と自然環境が密接に関連する地域

ガイドや地域住民が主体となって状況把握に努め、専門家や研究者に適宜チェックを受けられるような仕組みが望ましい。

② 対象の選定

自然環境の状態を的確かつ継続的に把握し、客観的に評価できるよう留意してモニタリング対象の選定を行う。

③ 継続的な状況把握

ア. 日常的な状況把握

土地所有者、地域住民、ガイド、地域で活動する各種団体などが参加し、効率的に実施。

イ. 助言、評価を求める仕組みづくり

モニタリングや評価の各段階で、適宜専門家の助言を受けることや、場合によっては、風俗慣習やその他伝統的な生活文化に係る観光資源の評価について、地域の人々の経験に基づく評価を求めることなども必要となる。

④ 情報の共有と評価の結果の反映

協議会においてモニタリング及び評価の結果を共有し、エコツーリズムの実施方法の見直しなどに適切に反映していく仕組みを構築することが重要。

(6) 生物多様性の確保

① エコツーリズムと生物多様性

- ・ 豊かな生物多様性に根ざした地域固有の自然環境や生活文化は、それ自体がエコツーリズムの題材として大きな観光的価値がある。
- ・ 生物多様性条約に基づく生物多様性国家戦略の中でもエコツーリズムの推進についての位置付けがあり、生物多様性の保全に貢献する役割が期待されている。

② 留意事項

- ・ 積極的に保護・育成の方策を講ずることで、その価値をさらに高めるよう取り組む。
- ・ 外来種や他の地域の種（メダカ、ホタル等）によって地域固有の生物相や生態系に悪影響（遺伝子レベルでの搅乱）を与えないよう留意する。

2. 全体構想の策定及び認定手続き

(1) 策定に関する主な事項

協議会は、国が定めた基本方針に即し、以下の項目について全体構想を策定する。

① エコツーリズムを推進する地域

ア 推進の目的及び方針

- ・ 推進の背景と目的
- ・ 推進に当たっての現状と課題
- ・ 推進の基本的な方針や課題解決の方向性

イ 推進する地域

- ・ 推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方
- ・ 推進地域のゾーニングの考え方（ゾーニングする場合）
- ・ ゾーニングの取扱方針（ゾーニングする場合）

② 対象となる自然観光資源

- ・ 対象となる自然観光資源の名称、所在地、特性、利用の概況、利用に当たって配慮すべき事項など
- ・ その他の観光資源の名称、所在地など（参考情報）

③ エコツーリズムの実施方法

ア ルール

- ・ ルールによって保護する対象
- ・ ルールの内容及び設定理由
- ・ ルールを適用する区域
- ・ ルールの適用に当たっての実効性確保の方法

イ ガイダンス及びプログラム

- ・ 主なガイダンス及びプログラムの内容
- ・ 実施される場所
- ・ プログラムの実施主体

ウ モニタリング及び評価

- ・モニタリングの対象と方法
- ・モニタリングに当たっての各主体の役割
- ・評価の方法
- ・専門家や研究者などの関与の方法
- ・モニタリング及び評価の結果の反映の方法

エ 情報提供（主な情報提供の方法）

オ 人材育成（ガイドの育成又は研鑽の方法）

④ 自然観光資源の保護及び育成

ア 特定自然観光資源

- ・特定自然観光資源の名称、所在地、区域及び指定の理由
- ・特定自然観光資源の保護及び育成の方法
- ・立入制限（利用調整）を行う区域における制限の理由、期間及び上限の人数など
- ・特定自然観光資源の保護及び育成の方法の公表及び周知の方法
- ・特定自然観光資源の保護及び育成の方法に関する管理体制
- ・特定自然観光資源に関する主な法令、計画など

イ その他の自然観光資源

- ・自然観光資源の保護及び育成の方法
- ・自然観光資源に関する主な法令、計画など

⑤ 協議会の参加主体

- ・協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担

⑥ その他エコツーリズムの推進に必要な事項

ア 環境教育の場としての活用と普及啓発

- ・ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点
- ・地域住民に対する普及啓発の方法

イ 他の法令、計画等との関係及び整合（主な関連法など）

ウ 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和（連携方策や配慮事項）

エ 地域の生活や習わしへの配慮

オ 安全管理

カ 全体構想の公表（公表の方法）

キ 全体構想の見直し（点検及び見直しの時期）

（2）認定に関する主な事項

市町村は、策定した全体構想について主務大臣（環境大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣）に認定を申請することができる。

主務大臣は、以下の認定基準に適合すると認められるときは、認定を行う。

① 以下に示す事項その他の事項が基本方針に適合するものであること。

ア 当該市町村、観光旅行者に対し自然観光資源についての案内又は助言を業として行う者（そのあっせんを業として行う者を含む。以下「特定事業者」という。）、地域住民、特定非営利活動法人等、土地の所有者等、関係行政機関、関係地方公共団体など推進地域における関係者が、効率的な運営に配慮しつつ、幅広くかつ片寄りなく協議会に参加していること。

イ 協議会に参加する者の間で、協議会における協議内容、モニタリング結果などの情報が共有され、関係者間の連携が図られていること。

ウ 協議会の構成員に加わりたい旨の申入れがあった際の手続など、協議会の組織及び運営に関

- し必要な事項が適切に定められていること。
- エ 協議会が透明性を確保しつつ運営されていること。
- オ 全体構想などの公表の方法が適切であること。
- カ 他法令や、関係法令に基づく各種計画との整合が図られていること。
- キ 推進地域が複数の市町村にまたがる場合は、当該市町村間の連携が図られていること。
- ク 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置の内容が適切であること。
- ケ 特定自然観光資源を指定する場合にあっては、あらかじめ市町村長が土地の所有者等の同意を得ていること。
- コ 全体構想が定期的に点検され、必要に応じて見直されると見込まれること。
- ② 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置その他の全体構想に定める事項が確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。
- ・ 特定事業者や自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置の実施者などが存在し、その役割分担が明確にされていること。

3. エコツーリズムで活用するフィールド整備

エコツアーで活用するフィールドを明確化し、利用方針や整備の方向性を検討する。

なお、全体構想の認定を受けた市町村は、保護の必要がある資源を「特定自然観光資源」として指定することができる。これを必要に応じて指定することにより、自然観光資源の汚損や損傷等の禁止、観光旅行者に著しく迷惑をかける行為の禁止、区域への立入り人数の制限などの地域資源の保護が図られる。

ただし、指定に当たっては、全体構想の趣旨を踏まえ守るべき対象資源を明確化し、自然観光資源の整備との関係を含めて、十分検討を行う必要がある。

(1) ルート設定

エコツアーのルートの設定に当たっては、希少な動植物が存在しているために利用を制限すべき場所や、環境教育や自然体験に適した場所、利用が集中しても既存の自然環境に大きな影響を与えない場所など、場所の特性に合った計画を考える。ただし、知名度が高く、多くの利用者が鑑賞したいと思うような資源は、自然環境などの保護が図れる場合に限りルート上に取り入れることとする。

ルート設定に当たっては、利用と保全のバランスを取りながら利用者の要望も取り入れたものにする。利用者がルートから外れることや偏った利用がなされることがないよう、案内図やサインを適宜、配置する。

また、ルート設定に当たっては、損傷した植生の回復を待ったり、希少動物の繁殖期には立ち入りを制限するような仕組みが求められる。

(2) 施設整備

既存施設での代替をできる限り検討する。

また、各施設の整備に当たっては、生態系や景観に与える影響が大きい施設は避け、地域性が薄い施設の導入は慎重に行う。

このような検討を整理した上で、施設整備の基本方針を定める。

(3) 遊歩道整備

自然環境の中に整備された遊歩道は、利用者が移動するための機能だけでなく、利用者がむやみに植生の中に立ち入って生態系などに影響を与えるのを防ぐ役割を担う。

整備に当たっては、使用する材料が、植生などに影響を及ぼさないように注意する必要がある。

遊歩道自体も整備の仕方によっては、景観を阻害する要素となるため、周辺の景観と調和した

デザインとする必要がある。

4. エコツーリズム推進に向けた課題

(1) エコツーリズムの認識に関する課題

① 「エコツーリズムとは何か」という共通理解を図る。

- ・エコツーリズムには「ツアーパートナーが地域の自然等を体験する」という点は同じであっても、背景となる考え方方が異なる場合がある。それにより、地域、ガイド、関連産業及び観光旅行者を混乱させないようにすることが必要である。
- ・そのため、エコツーリズムについて、概念規定、要件、効果などを取りまとめ、簡単な表現を用いて幅広く伝えることが求められる。

② 「本当にエコツーリズムは有効なのか」を具体的に考える。

- ・実際に取組が可能なのか、地域の振興や自然と文化の保全に効果があるのか、という疑念を持つ地域がまだ多いので、実際のエコツーリズムとはどのようなものかを知らせ、どのような地域であってもエコツーリズムを実現させることができ、その効果が十分に発揮されることを具体的に示すことが重要である。
- ・エコツーリズム実現に至る過程や、エコツーリズムの効果が発揮されている具体的な状況を広く伝えることが求められる。

(2) エコツアーパートナーの増加に向けた課題

① エコツーリズムへ取り組む地域や事業者を広く知らせる。

- ・エコツーリズムに積極的に取り組んでも、マーケット（観光旅行者）にうまく伝えることができないという課題があり、エコツアーパートナーに参加したい旅行者は、ガイド情報やサービス内容、環境に対する配慮の度合いなどに関する客観情報が少ないために、ニーズに合ったエコツアーパートナーの選択が難しい状況にある。
- ・エコツーリズムへの取組を表す客観的な基準とその情報の公開が必要である。

② エコツアーパートナーの楽しさを広く知らせ、参加のきっかけをつくる。

- ・エコツアーパートナーに参加したい気持ちはあっても、きっかけがないために参加をちゅうちょする観光旅行者も多いと考えられるので、エコツーリズムが親しみを持たれるようなイメージづくり、エコツアーパートナー参加のきっかけとなる仕組みづくりが必要である。

③ 子どものころから地域の自然、歴史、文化への興味を深める。

- ・地域に関心を持つ人を増やすことが、エコツーリズムの推進につながる。
- ・関心の高い人を増やすためには、子どもの頃から「地域学」を学ぶことにより郷土観を確立し、野外で活動する機会を多くし、実体験を通して理解を深めることが必要である。

④ 自分の好みに合ったエコツアーパートナーを探す。

- ・エコツアーパートナーの内容や実施状況に関する情報の少ないことが、エコツーリズムに対する親しみを遠ざけていると考えられるので、情報を積極的に発信したり、相談窓口を設けることなどが必要である。
- ・エコツアーパートナーに参加するためには、どの程度の体力が必要であり、どのような服装や持ち物を準備しなければならないかといった情報も、あわせて提供できるようにするべきである。

(3) エコツーリズムに取り組む地域や事業者の増加に向けた課題

① 地域の取組方

- ・ 里地里山など身近な自然を有する地域の中には、誘客による地域振興と環境保全の両方が課題となっているにもかかわらず、ノウハウ不足のせいで取組が立ち遅れているところが多いので、農林水産業（グリーンツーリズム、漁業体験等）との有機的な連携も視野に入れつつ、地域の状況に応じたエコツーリズムの推進ノウハウを取りまとめ、広く知らせる必要がある。

② エコツーリズム推進者の育成

- ・ エコツーリズム推進のためには、エコツアー実施の中心的な役割を果たす「ガイドの育成」に加えて、様々な調整を行う「地域コーディネーターの役割の整理と、その育成」に向けた取組が必要である。

③ 地域環境の保全

- ・ 観光旅行者の立ち入りによって、環境に悪影響が生じる地域が出てきている。
- ・ その場合には、自然の状況をモニタリングしながら、観光旅行者の立ち入りによる影響を把握した上で、影響の程度に応じて、立ち入り制限を設けるなどの措置をとる必要がある。

《参考》

～エコツーリズム推進に向けた県内の主な取り組み～

大山・中海・隱岐エコツーリズム協議会の概要

- 設立：平成19年4月9日
- 構成員：皆生温泉旅館組合、NPO法人大山中海観光推進機構、NPO法人皆生ライフセービングクラブ、山陰中央リゾート推進協議会、大山山麓観光推進協議会等など
- 目的：新たな観光魅力づくりと環境保全と経済活動を両立させた持続可能な観光地づくりを実現するため、人と地域の連携を深め、大山・中海・隱岐地域ならではのエコツーリズムを構築・推進する。
- 取組実績：大山中海エコツーリズムサミット皆生大会開催
エコツアーガイド養成講座開催（2回）
ツアーデスク設置（2箇所）
エリアガイド講習会開催（4回）
エコツアープロデューサ養成講習会開催（1回）